

(様式1)

学校外における学修の単位認定に関する規程

神奈川県立神奈川総合産業高等学校
(全日制の課程)

1 趣 旨

この規程は、神奈川県立神奈川総合産業高等学校（全日制の課程）において学校外における学修の単位認定の実施に関する必要な事項を定めるものとする。

2 学校外における学修を単位認定するために設置する「学校設定科目」及び認定する上限単位数。

学校設定科目	上限単位数
校外講座	10
技能審査	10
ボランティア活動	6
就業体験活動	4
スポーツ・文化活動	4

* 上限単位数とは在学期間中に修得しうる単位数の上限を指す。

3 単位の認定方法等

「校外講座」

(1) 認定条件

ア 該当する活動

大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修、その他の教育施設等における学修で以下に掲げるもの。

- (ア) 大学又は高等専門学校における科目履修生、研究生又は聴講生としての学修。
- (イ) 専修学校の高等課程における学修及び専門課程における科目履修生又は聴講生としての学修。
- (ウ) 専修学校が高等課程又は専門課程において高等学校の生徒を対象として行う附帯的教育事業における学修。
- (エ) 大学において開設する公開講座における学修、公民館その他の社会教育施設において開設する講座における学修、その他これらに類する学修で、高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたもの。

イ 単位の認定要件

- (ア) 単位認定は、活動に関するレポート及び修了証明書等に基づいて行う。

(イ) 受講時間数が1単位あたり35単位時間に相当すること。

(2) 認定までの校内手続き

ア 校外講座による単位の認定を申請する予定の生徒は、事前に担任に申し出をし、担任は、教育課程グループに報告する。

イ 生徒は、「校外講座単位認定申請書」に必要事項を記載し、修了証と学修に関するレポート及び主催者が発行した講座の名称、講座内容の概略、実施時期、実施期間、受講時間数等に関する資料を添付して担任に提出し、担任は、生徒と面談の上で、教育課程グループに申請書を提出する。

ウ 申請書に基づき教育課程グループで審査し、単位認定会議で、校長が認定する。

「技能審査」

(1) 認定条件

ア 該当する技能審査

(ア) 該当する技能審査の種類及び認定単位数については、平成17年4月1日高第98号「技能審査の成果の単位認定実施要領」別表1から6に準じて、本校で定めたものとする。

(イ) 適用できるのは、本校在学中に受検し、合格したものに限る。

イ 単位の認定要件

(ア) 単位認定は、「合格証」等技能審査の成果を証明できるものに基づいて行う。

(2) 認定までの校内手続き

(単位認定)

ア 生徒は、「技能審査の単位認定申請書」に必要事項を記載し、「合格証」等技能審査の成果を証明できるものの写しを添付して担任に提出し、担任は、教育課程グループに提出する。

イ 申請書に基づき教育課程グループで審査し、単位認定会議で、校長が認定する。

「ボランティア活動」

(1) 認定条件

ア 該当する活動

(ア) ボランティア活動、その他これに類する活動に係る学修で、継続的に行われる活動（本校の教育活動として行われるものを除く。）として高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたもの。

(イ) 公的機関やそれと同等の信頼できる団体等の受け入れや仲介のある活動であり、受け入れ先や仲介先と十分に連携がとれ、活動の証明が可能であること。

イ 単位の認定要件

(ア) 「ボランティア活動単位認定申請書」の活動報告書及び活動証明書、あるいはボランティアパスポートの「社会奉仕・ボランティア活動の記録」等に基づいて行う。

(イ) 継続的な活動であり、受講時間数が1単位あたり35単位時間に相当すること。

(2) 認定までの校内手続き

- ア ボランティア活動による単位の認定を申請する予定の生徒は、事前に担任に申し出をし、担任は、教育課程グループに報告する。
- イ 生徒は、「ボランティア活動単位認定申請書」に必要事項を記載し、修了証または活動証明書と、主催者が発行した実施期間及び活動時間、活動内容、活動場所等に関する資料を添付して担任に提出し、担任は、生徒と面談の上で、教育課程グループに申請書を提出する。
- ウ 申請書に基づき、教育課程グループで審査し、単位認定会議で、校長が認定する。

「就業体験活動」

(1) 認定条件

- ア 該当する活動
就業体験、その他これに類する活動に係る学修で、継続的に行われる活動（本校の教育活動として行われるものを除く。）として、高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたもの。
- イ 単位の認定要件
 - (ア) 「就業体験活動単位認定申請書」に基づき、単位認定の判断をするものとする。
 - (イ) 継続的な活動であり、受講時間数が1単位あたり35単位時間に相当すること。
 - (ウ) 活動内容、活動先、活動期間等を含む活動計画書を提出させ、該当する条件を備えているかどうかを審査する。
 - (エ) アルバイトなどの報酬を伴うような活動については、充分検討して扱う。
 - (オ) 卒業年度に「就業体験活動」はできない。
- ウ 単位の認定要件
 - (ア) 単位認定は、活動計画書及び活動報告書に基づいて行う。
 - (イ) 受講時間数が1単位あたり35単位時間に相当すること。

(2) 認定までの校内手続き

- ア 就業体験活動による単位の認定を申請する予定の生徒は、事前に担任に申し出をし、担任は、教育課程グループに報告する。
- イ 生徒は、「就業体験活動単位認定申請書」に必要事項を記載し、就労体験に関する資料、主催者の資料、及び活動報告書、活動証明書または修了証明書等を添付して担任に提出し、担任は確認の上、教育課程グループに申請書等を提出する。
- ウ 申請書に基づき、教育課程グループで審査し、単位認定会議で、校長が認定する。

「スポーツ・文化活動」

(1) 認定条件

- ア 該当する活動
 - (ア) スポーツ活動及び文化活動、その他これに類する活動に係る学修で、継続的に行われる活動（本校の教育活動として行われるものを除く。）として、高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたもの。
 - (イ) 学校教育活動である部活動などを除く校外の活動で、普段からの計画的・継続的活動がなければ達成できないもので、優秀な成績を証明する資料（賞状や証

書など)の提出があること。

イ 単位の認定要件

- (ア) 活動の規模や水準からみて、成果が顕著なものであると判断できること。
- (イ) 活動を主催及び共催する団体は、営利を目的とした団体ではないこと。
- (ウ) 一活動について認定できる単位数は2単位までとする。

(2)認定までの校内手続き

(単位認定)

- ア 生徒は、「スポーツ・文化活動単位認定申請書」必要事項を記載し、優秀な成績を証明する資料(賞状や証書)の資料を添付して担任に提出し、担任は、生徒と面談の上で、教育課程グループに申請書を提出する。
- イ 申請書に基づき、教育課程グループで審査し、単位認定会議で、校長が認定する。

4 学校外における学修の単位認定の取り扱い等

(1) 認定する合計単位数の上限

第2項に定める各科目の認定する単位数の合計は20単位を超えないものとする。

(2) 評定との関係

学校外における学修にかかわる科目の単位認定については、評定を行なわない。

(3) 単位認定の時期

前期及び後期の単位認定会議で、校長が単位認定する。

(4) 卒業要件との関係

認定された単位数については、卒業に必要な単位数に含める。

5 高等学校生徒指導要録への記載方法等

- (1) 高等学校生徒指導要録への記載は、該当学年(年度)の当該教科・科目の「評定」欄は空欄とし、「修得単位数」及び「修得単位数の計」の欄に認定した単位数を記入する。
- (2) 各教科・科目の学習の記録の備考欄に「学校外における学修」などその旨を記載し、指導上参考となる諸事項欄に学修の内容及び単位認定の旨を記載するとともに、必要に応じて、証明書の写し等参考となる資料を添付しておくものとする。

6 その他

上記以外の学校外における学修の単位認定に関して必要な事項については校長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する

平成20年4月20日 一部削除(工業科に関する記載)

平成22年4月21日 一部変更(担当グループ名の変更)

平成26年11月11日 「就業体験活動単位認定申請書」等の文言は現行通り

令和元年5月14日 一部変更(「校外講座」「ボランティア活動」「就業体験活動」における校内認定手続き)